

令和6年能登半島地震 支援制度の概要

支援制度		り災証明書 の判定区分	全 壊	大 規 模 半 壊	中 規 模 半 壊	半 壊	準 半 壊	一 部 損 壊	受付・担当 窓口
被災者生活再建支援金	基礎支援金		○	○	△	△			総合窓口
	加算支援金		○	○	○	○			
石川県・珠洲市義援金(住宅被害に関するもの)			○	○	○	○	○	○	
石川県 地域福祉推進支援臨時特例給付金			△	△	△	△			
[減免]市民税			○	○	○				
[減免]国民健康保険税			全額	半額					
[減免]後期高齢者医療保険料			全額	半額					市民課
[減免]介護保険料(介護保険第1号被保険者)			全額	半額					
医療機関等の窓口支払い免除(国保・後期)			○	○	○	○			
介護サービス利用料の免除			○	○	○	○			福祉課
応急修理制度			○	○	○	○	○		環境建設課
家屋等の公費解体			○	○	○	○			市民図書館

△:り災証明書の判定区分以外にも対象条件があります。

被災者生活再建支援金

被害の程度	基礎支援金	加算支援金	
全壊 半壊解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸住宅※1	50万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸住宅※1	50万円
中規模半壊 半壊	—	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃貸住宅※1	25万円

(※1) 公営住宅入居者を除く

(※) 一人世帯の場合は、各金額が4分の3となります。

■申請窓口
被災者支援総合窓口（珠洲市役所1階）

石川県・珠洲市義援金

被害区分		石川県	珠洲市	合計
人 的	死者	100万円	20万円	120万円
	重傷者	10万円	10万円	20万円
住 宅	全壊	100万円	50万円	150万円
	大規模半壊	75万円	35万円	110万円
	中規模半壊	50万円	25万円	75万円
	半壊	25万円	10万円	35万円
	準半壊	10万円	5万円	15万円
一部損壊		3万円	3万円	6万円
6市町全住民		5万円	—	5万円

※人的は1人当たり、住宅は1世帯当たりの金額

※人的・住宅被害の義援金について、既に「災害弔慰金」「被災者生活再建支援金」「石川県義援金(第1次配分)」を申請した方は、同じ口座へ振り込むため申請は不要です。

■申請窓口
被災者支援総合窓口（珠洲市役所1階）

[減免]市民税

令和5年度の市民税のうち、令和6年1月1日以後に到来する納期に係る税額を減免します。

■対象者

災害により下記のいずれかに該当する方

- ①死亡された方
- ②生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった方
- ③障害者となった方
- ④自己所有（同一生計配偶者または扶養親族含む。）の住家が中規模半壊以上の損壊を受けた方で、前年中の合計所得が1,000万円以下の方

軽自動車税の課税保留

災害により、所有する軽自動車が被害を受けて使用できなくなった場合、課税を一時的に保留します。

[減免]国民健康保険税

令和5年度および令和6年度の保険税のうち、令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に納期限（特別徴収の場合は、特別徴収年金給付の支払日）が設定されているものを減免します。

■対象世帯

下記のいずれかに該当する世帯

- ①主たる生計維持者が死亡、行方不明または重篤な傷病を負った世帯
- ②主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯（準半壊以上の被害を受けた世帯）
- ③主たる生計維持者の令和6年分の事業収入等の減少が見込まれる世帯（詳細な要件あり）

[減免]後期高齢者医療保険料

令和5年度および令和6年度の保険料のうち、令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に納期限（特別徴収の場合は、特別徴収年金給付の支払日）が設定されているものを減免します。

■対象者

下記のいずれかに該当する方

- ①主たる生計維持者が死亡、行方不明、重篤な傷病を負った方
- ②居住する住宅が「半壊」以上または「床上浸水」の方
- ③主たる生計維持者の令和6年分の事業収入等の減少が見込まれる世帯（詳細な要件あり）

■被災者支援総合窓口（珠洲市役所1階）

毎日8時30分～17時15分

■公費解体申請受付・相談窓口（珠洲市民図書館）

毎日8時30分～18時 ☎080(7974)1737

[減免]介護保険料

令和6年1月1日以降に納期限を迎える令和5年度・令和6年度分の保険料を減免します。

■対象者

介護保険第1号被保険者で、準半壊以上の被害を受けた方

[免除]国民年金保険料

災害等で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、令和5年11月分から令和8年6月分まで保険料の全額を免除します。

■対象者

20歳以上60歳未満の第1号被保険者で、被災し、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方

医療機関等の窓口支払い免除

令和6年1月1日から9月30日まで、医療機関等の窓口で下記の対象者である旨を申告することで、支払いが不要になります。

※既に支払った負担額は還付を受けることができます。

■対象者

国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で下記のいずれかに該当する方

- ①住家が全半壊、全半焼、床上浸水、またはこれに準ずる被災をされた方
- ②主たる生計維持者が「死亡し、または重篤な疾病を負った方」「行方不明である方」「業務を廃止し、または休止した方」「失職し、現在収入がない方」

介護サービス利用料の免除

令和6年1月1日から9月30日までの介護サービス利用料を免除します。

※今後の状況によって延長する可能性があります。

■対象者

下記のいずれかに該当する方

- ①住家が全半壊、全半焼、床上浸水、またはこれに準ずる被災された方
- ②主たる生計維持者が「死亡し、または重篤な疾病を負った方」「行方不明である方」「業務を廃止し、または休止した方」「失職し、現在収入がない方」

■り災・被災証明書発行窓口（珠洲市役所1階）

毎日8時30分～17時15分

■珠洲市役所（代表）

☎0768(82)2222

